

第104回川崎市都市計画審議会において市長へ答申が行われました

第104回川崎市都市計画審議会（会長 中村英夫）が、令和8年3月27日（金）に開催され、防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）など川崎市長が諮問した議案を、審議の結果、原案どおりに答申がなされましたので、お知らせいたします。

1 議案の概要

【都市計画議案】

（1）川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

本地区は「川崎市総合計画」において川崎駅・臨海部周辺エリアに位置し、JR南武支線沿線は、狭あい道路や木造住宅が多く、木造密集市街地が市域で最も集中しているエリアとされており、防災面を含めた住環境の改善などを実施することで、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進することとしております。

さらに、「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」において、平成29年3月に本地区を不燃化重点対策地区に指定し、地震による火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地区として、一定規模以下の建築物の新築等に際して耐火性能の強化を義務付けております。

また、平成31年1月には、「小田周辺戦略エリア整備プログラム」を策定し、防災まちづくりをきっかけとした「住環境の改善」や「地域の活性化」などの取組を推進するため、本地区を含む小田周辺戦略エリアを位置付け、喫緊の課題である密集市街地の改善をはじめとした取組の実施計画として決めました。当該プログラムに基づき、地域住民との協働の取組として地域の防災上の課題や防災性の向上に向けた、まちのルールの必要性について議論を重ねてきました。

これまでの密集市街地改善の取組や地域住民との協働の取組を踏まえ、延焼防止上及び避難上必要な機能確保を一層推進するため、必要な規制を行い、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることで、災害に強いまちの実現及び良好な住環境の形成をめざすため、JR南武支線小田栄駅南西に位置する小田周辺地区の面積約9.1haの区域について、防災街区整備地区計画を決定しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000181665.html>



(2) 川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

本案のうち、「水沢特別緑地保全地区」は、宮前区水沢2丁目の市街化区域内に位置し、周囲の緑と一体となって広域的な緑のネットワークを形成している緑地となっています。また、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

本案のうち、「五力田寺谷戸特別緑地保全地区」は、麻生区五力田の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は周辺の里地景観を構成する要素の1つとして、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000183134.html>)



2 今後の手続

都市計画議案（1）～（2）について、令和8年3月中に、都市計画変更の告示を行う予定です。

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 町井

電話 044-200-2710